

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3207号)

令和7年5月15日

横 情 審 答 申 第 3207 号

令 和 7 年 5 月 15 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年5月12日総人第195号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和4年度教職第111号「「支障行動のある職員への対応に関する要綱」
に基づく対象職員の決定等について」の起案表紙及び本文」の個人情報開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和４年度教職第111号「支障行動のある職員への対応に関する要綱」に基づく対象職員の決定等について」の起案表紙及び本文」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①令和４年９月27日付 請求者本人に対し、教育長および総務局長名で発出された告知書について、発出に係る起案用紙」との個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和５年３月31日付で行った上記１記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件本人開示請求書の記載から本件保有個人情報を特定し、その全部を開示した。
- (2) 審査請求人は、請求した対象文書ではないと主張をしているが、本件保有個人情報以外には作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 整合性が取れていないので、本件処分で特定された文書は審査請求人が請求した文書ではない。
- (2) 弁明書に整合性が取れていないという主張に対する合理的理由の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和４年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和５年４月１日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人

情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 支障行動のある職員への対応に係る事務について

横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、支障行動のある職員への対応に関する要綱（平成17年10月19日制定）に基づき、個別に指導その他の措置（以下「個別指導等」という。）を必要とする職員（以下「対象職員」という。）に個別指導等を実施している。

対象職員に該当するか否かは、当該職員が所属する区局長及び総務局長が協議することで判断し、個別指導等を行うことが適当と認められる場合には、当該職員へ実施する旨を告知する。

(3) 本件保有個人情報について

教育委員会事務局職員課が総務局人事課と協議し、審査請求人に係る個別指導等の実施を告知することの意思決定を行った起案の表紙及び本文の写しである。

(4) 文書特定の妥当性

ア 実施機関に確認したところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 対象職員は、当該職員の所属の区局長と総務局長の協議により決定し、連名で告知している。

(イ) 告知書の決裁から送達まで2か月以上を要しているのは、当時は新型コロナウイルス感染症対応で職員も応援に派遣されることが多く、告知日の調整に時間を要したからである。

(ウ) 総務局長の協議案件であるので、本件については当該起案の表紙及び本文の写しを実施機関で保有していたため特定した。

(エ) 告知書を送付するための起案はまさに本件保有個人情報であり、他には存在しない。

イ 上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件本人開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人は種々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 5 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 6 月 8 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 3 月 21 日 (第313回第三部会)	・ 審議
令 和 7 年 4 月 17 日 (第314回第三部会)	・ 審議